

京浜急行電鉄株式会社 定款

(2022年6月29日改正)

第1章 総 則

(商号)

第1条 本会社は、京浜急行電鉄株式会社と称し、英文では、Keikyu Corporationと表示する。

(目的)

第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 鉄道事業
2. 道路運送事業
3. 海上運送業
4. 土地建物の売買、賃貸、仲介および管理
5. 土木建築工事ならびに電気工事の設計、施工および請負
6. 百貨店業
7. 観光、レジャー、スポーツおよび文化施設の経営
8. ホテル、旅館および飲食店の経営
9. 旅行業
10. 広告業
11. 駐車場の経営
12. 自動車学校等各種学校の経営
13. 飲食料品、日用品雑貨および刊行物の販売
14. 損害保険代理業および生命保険募集業
15. 車両、電気機器の販売および修理
16. 情報提供・処理サービス業、ソフトウェア業
17. コンピュータおよびその周辺機器の販売
18. 電気通信事業および有線放送事業
19. 造林業および造園業
20. 経理事務および給与計算、福利厚生、研修等に関する事務の業務受託事業
21. 労働者派遣事業
22. 建物内外の保守管理および警備、清掃業
23. 葬儀業
24. ショッピングセンターの経営
25. 金融業
26. 海洋深層水ならびに天然水の取水、製造および販売業
27. 公衆浴場の経営
28. クリーニング業
29. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 本会社は、本店を横浜市に置く。

(機関)

第4条 本会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(会社の発行可能株式総数)

第6条 本会社の発行可能株式総数は、9億株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 本会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 本会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割り当ておよび募集新株予約権の割り当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買い増し)

第10条 本会社の単元未満株式を有する株主は、取締役会が定める株式取扱規則により、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを本会社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当社の株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会が定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 定時株主総会は、毎年6月に招集する。

- 2 臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する株主1名を代理人とするときに限り、代理人によって議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(招集権者および議長)

第18条 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。

(継続会、延会および会場の変更)

第19条 株主総会の議長は、株主総会の決議がある場合に限り、会議を続行もしくは延期または会場の変更をすることができる。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第20条 本会社の取締役は、19名以内とする。

(選任)

第21条 取締役は、株主総会において選任する。

2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役等)

第23条 取締役会の決議により、取締役社長1名を置く。

2 代表取締役は、取締役会の決議で定める。ただし、取締役社長は、常に代表取締役でなければならない。

3 業務の遂行上必要あるときは、取締役会長1名を置くことができる。

(報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第25条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役会の招集)

第26条 取締役会の招集通知は、会日より5日前に各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第27条 本会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項については、取締役会が定める取締役会規程による。

(相談役、顧問)

第29条 本会社は、取締役会の決議により、相談役または顧問を置くことができる。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第30条 本会社の監査役は、5名以内とする。

(選任)

第31条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役との責任限定契約)

第34条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(監査役会の招集)

第35条 監査役会の招集通知は、会日より5日前に各監査役に対し発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会規程)

第36条 監査役会に関する事項については、監査役会が定める監査役会規程による。

第6章 会計監査人

(選任)

第37条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第40条 本会社の事業年度は1年とし、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(剰余金の配当の基準日)

第41条 本会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第42条 本会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第43条 配当財産が金銭である場合には、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、本会社は、その支払義務を免れる。